

## 未成年者(18歳未満)の方の受診について

おかざき内科

当院におきましては、地域に密着して医療を行う診療所の役割を果たすため、安全で質の高い医療を提供できますように診察を行っております。

最近では、未成年患者様がご本人のみで来院されることも少なくはありません。現在の医療行為にあたっては、インフォームドコンセント(説明と同意)が原則必須であり、未成年患者様の場合、診察、検査や症状に伴う処置、処方などを行うにあたり、法的に同意能力を持つ保護者様からのご同意を得られることが必要となります。

症状がひどくない場合でも、診察の内容によっては検査が必要な場合もあり、既往歴やアレルギーの有無、現在の薬の服用内容等も重要な情報となります。

以上のことから、未成年患者様の受診に関しましては原則保護者様のご同伴をお願いしております。

一方で、必ずしも受診当日につき保護者様の同伴がかなわない未成年患者様もいらっしゃいますので、15歳以上の未成年者様につきましては、受診時に別紙、保護者様の同意書をご持参いただくことで対応させていただきます。検査等を行う場合など必要に応じて、保護者様にお電話で説明、確認をさせていただくこともございますので、受診の際には保護者様につきご連絡がつきますようにご配慮をお願いいたします。

また、すでに就職をされて保険証(本人)をお持ちの未成年患者様につきましてはご自身でのご判断が可能として、成人と同様に対応させていただきます。

何かとご不便をおかけいたしますが、十分にご納得していただいたうえで、患者様に最善の医療を受けていただくために必要なこととなりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。